

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）７月２４日

下関市役所菊川総合支所長 関本 和夫

記

１ 業務名

菊川総合支所市民生活課庁用自動車（電気自動車）賃貸借業務

２ 業務内容

別紙１仕様書のとおり

３ 契約期間

契約締結日から令和１４年１月３１日まで

※ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約。

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の本契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除する。ただし、本契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

４ 履行期間（賃貸借期間）

令和９年２月１日から令和１４年１月３１日まで（６０月）

５ 入札参加条件

１に掲げる入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。
- (２) この公告の日から落札者の決定の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (３) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「賃貸借（リース）」の「車

両」に登録があること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 本業務に係る入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

6 入札参加資格の確認

(1) 申請方法等

「入札参加資格確認申請書」（様式第1号）及び同申請書記載の添付書類を持参もしくは、一般書留又は簡易書留により郵送すること。ファクシミリでの送付は不可とする。

審査の結果は、「入札参加資格確認通知書」（様式第2号）を電子メール又はファクシミリで通知する。

入札参加資格の確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（当該日が閉庁日である場合は、その直後の開庁日）までに書面を下関市役所菊川総合支所市民生活課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

(2) 申請書提出期限及び提出先

令和8年8月14日（金）午後4時00分必着
〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1
下関市役所菊川総合支所市民生活課

(3) 申請書等の入手方法

下関市役所菊川総合支所市民生活課窓口にて入手又は下関市ホームページ掲載の本件に関する公告からダウンロードすること。

7 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市役所菊川総合支所市民生活課（下関市菊川町大字下岡枝1480番地1）

(2) 日時

公告日から令和8年8月14日（金）午後4時00分まで
※ただし、閉庁日は除く

8 質問の方法

本入札に関する質問は、ファクシミリによること。

質問提出先 下関市役所菊川総合支所市民生活課 FAX 番号:083-287-4007
質問の期限は令和8年8月10日（月）正午までとする。質問の回答は、

速やかに、質問者のみにファクシミリにて回答する。

9 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年8月21日（金）午後2時00分

(2) 入札場所 下関市役所菊川総合支所1階会議室1
(下関市菊川町大字下岡枝1480番地1)

(3) 入札方法

ア 持参によること。郵便による入札は認めない。

イ 入札において使用する入札書は、「入札書」（様式第3号）を使用すること。

ウ 入札書に記載する額は、60月間にかかる賃貸借料金の総額とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

エ 代理人をして入札させるときは、「委任状」（様式第4号）を代理人に持参させること。

オ 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない。）につき、1名までとする。

10 落札候補者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以下で、かつ、最低価格の者を落札候補者とする。

(2) 落札候補となるべき最低提示価格が2者以上同額だった場合、応札者のくじ引きにより落札候補者を決定する。

(3) 本入札において落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合は、再度入札にかかる実施通知、入札書をファクシミリ等で速やかに送付する。

(4) 入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いのうえ、開札する。

11 事後審査に係る書類の提出

落札候補者は、指示する期限までに、「納入予定賃貸借（リース）物件調書」（様式第5号）をファクシミリにて下関市役所菊川総合支所市民生活課に送付すること。（FAX 番号：083-287-4007）

ただし、下関市役所菊川総合支所市民生活課が認めた場合に限り、電子メール又は持参して提出することができるものとする。

期限までに当該調書の提出がない場合は、失格とする。

12 落札者の決定

事後審査の結果、落札が決定したときは、車名及び車両型式を記載した落札通知書にて落札者に通知する。

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 その他

- (1) 入札に参加する資格がない者の行った入札及び関係法令に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が入札の日までに入札及び入札参加者の公告時に示した条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (3) 入札日時までに、入札場所に到着しない者は、辞退したものとして取り扱う。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められるときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札書が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のない又は住所の記載のない入札書によるもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者が行ったもの
 - オ 総額により落札者を決定すべき旨を告げた入札において、単価を記入したもの
 - カ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
 - キ 虚偽の申請を行った者のしたもの
 - ク 金額を訂正した入札書によるもの
 - ケ 明らかに連合によると認められるもの
 - コ 入札書を封筒に2枚以上入れた場合
- (6) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (7) 入札参加者が落札者の決定までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (8) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。
- (10) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

15 問い合わせ・提出先

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝 1480 番地 1
下関市役所菊川総合支所市民生活課

電話番号 083-287-4001 (直通)

F A X 083-287-4007

以上